

老発0331第5号
平成26年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について

介護支援専門員実務研修受講試験については、平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」の一部について別紙新旧対照表のとおり改め、平成26年度に行われる介護支援専門員実務研修受講試験から適用することとしたので通知する。(改正後の「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」もあわせて添付するので参考にされたい。)

なお、本通知前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できることとしているのでご留意願いたい。

また、介護支援専門員実務研修受講試験の解答免除の取扱いについては、介護支援専門員の質の向上の観点から、平成27年度の試験から廃止するため(介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱別紙4の「3. 解答免除」の廃止)、今後、介護支援専門員実務研修受講試験の受験を予定している者等に対して周知徹底願いたい。

1. 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員として従事した期間
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第10項に基づく共同生活介護を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員として従事した期間
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービス事業(共同生活介護を行うものに限る。)を行う事業所の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
4. 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている施設において介助サービスを提供する者、「任意事業」の「生活サポート」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間